

第11節 一般取扱所の基準

第1 危政令第19条第1項に規定される一般取扱所

危政令第19条第1項に規定される一般取扱所は、原則として危政令第9条第1項及び第3章第1節（製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準）を準用すること。

ただし、次に掲げる一般取扱所である場合は、危政令第23条の特例規定を適用し、それぞれの基準によることができる。

(1) 自衛隊駐屯地等〔S36.5.10自消甲予発25〕

ア 第一石油類又は第二石油類を容器入りのまま野積み状態で取り扱っている場合は、一般取扱所として規制し、空地の幅については屋外貯蔵所の空地の幅に準じること。

イ 覆土式の屋外タンク貯蔵所を設置することができる。

ウ トンネル内において危険物を貯蔵する場合には、タンクによる貯蔵にあつては屋内タンク貯蔵所と、ドラム缶による貯蔵にあつては屋内貯蔵所として規制し、建築物に関する規定は適用しないこと。

(2) 共同住宅等における燃料供給施設〔H15.8.6消防危81〕

共同住宅（一部に貸事務所又は店舗を有するものも含む。）、学校、ホテル等に灯油又は重油を供給する燃料タンクを設け、これから各戸又は各教室に設けられている燃焼機器に配管によって灯油等を供給する施設については、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」〔H15.8.6消防危81〕によることができる。

(3) 公共トラックターミナル施設の規制について〔S57.8.11消防危82〕

貨物の荷捌きをするための中継基地として、一般貨物のほか、指定数量以上の危険物を取り扱う一般取扱所であるトラックターミナルは、次によることができる。（図3-11-1参照）

ア 規制範囲

一般取扱所として規制する範囲は、荷扱場（プラットホーム）及び停留所、集配車発着所並びに荷扱場と一体の事務所とすること。

イ 危険物の品名

当該一般取扱所において取り扱う危険物は、特殊引火物を除く第四類危険物であること。

ウ 危険物の取扱い

(ア) 当該一般取扱所では一般貨物も取り扱う。

(イ) 危険物の取扱いは、運搬容器入りのままでの荷おろし、仕分け、一時保管及び荷積みに限るものとする。

(ウ) 前(イ)の危険物取扱場所は、荷扱場に限定するものとする。

(エ) 一時保管は危険物を置く場所を明示し、一般貨物と区別して置くものとする。

エ 危険物の数量

(ア) 当該一般取扱所の危険物の数量は、瞬間最大停滞量をもって算定すること。

(イ) 危険物取扱数量は、指定数量の50倍以下とすること。

オ 位置、構造及び設備**(ア) 保有空地**

危険物を取り扱う建築物が壁体のない構造であること、また、危険物の取扱いが、貯蔵的要素が大きいこと等から、保有空地は、危政令第16条第1項第4号（屋外貯蔵所）の規定を適用すること。

(イ) 屋根

屋根は不燃材で造り、かつ、軽量な不燃材でふくが、一部採光のため網入ガラスを使用することができる。

(ウ) 床

荷扱場の床はコンクリート舗装とするが、荷捌き作業の都合から、ためますは設けないことができる。ただし、荷扱場床面にためますを設けない場合は、油吸着剤又は乾燥砂を備蓄すること。

(エ) 地盤面

停留場所及び集配車発着場所はコンクリート舗装とし、当該場所の外周部は白線等で明示すること。また、排水溝には油分離装置を設置すること。

カ 消防用設備等

(ア) 消火設備は、一般貨物対応として、第1種消火設備（屋外消火栓）を設置し、危険物対応として、荷扱場に第4種消火設備を半径30mの円の面積に1個以上設置すること。また、危険物を取り扱う運輸業者（テナント）の占有場ごとに第5種消火設備を1個以上設置すること。

(イ) 警報設備として、自動火災報知設備を設置すること。

キ その他

上記以外については、法令の定める基準どおりであること。

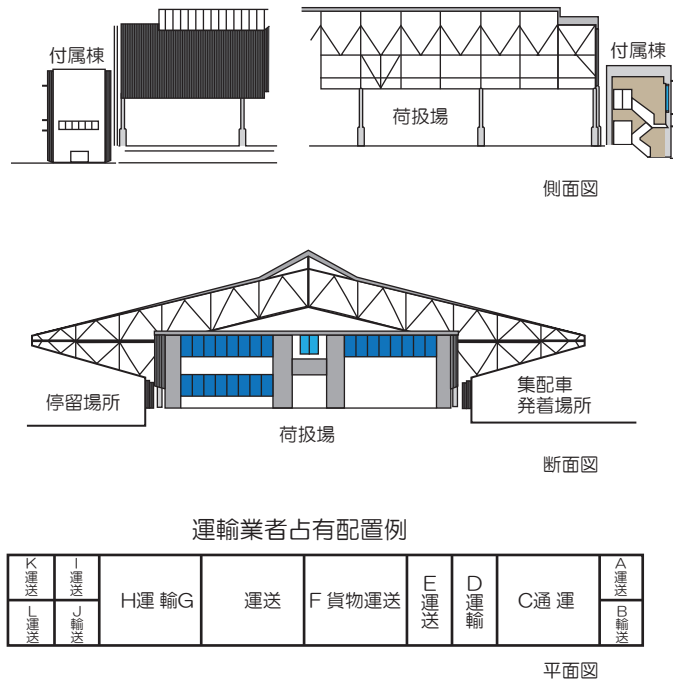


図3-11-1 トラックターミナル参考図

(4) ナトリウム・硫黄電池（以下、「NAS電池」という。）を設置する一般取扱所〔H11.6.2消防危53〕

NAS電池を設置する一般取扱所のうち、一定の要件に適合するものについては、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」〔H11.6.2消防危53〕によることができる。

(5) リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用

リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物の貯蔵及び取扱いは、別記第32「リチウムイオン蓄電池関係」によること。

第2 危政令第19条第2項に規定される一般取扱所の共通事項

危政令第19条第2項に規定される一般取扱所は、次によること。

- (1) 設置しようとする一般取扱所が、危政令第19条第1項及び第2項等、複数の基準を満足する場合は、いずれの技術基準を適用するか設置者の意思で選択することができる。〔H10.3.4 消防危19〕
- (2) 危政令第19条第2項各号に規定する取扱形態が類型化することができる一般取扱所（以下、「類型化一般取扱所」という。）は、危険物を取り扱う区画室、設備、又は屋上の設備等について、危規則で規定されたものがそれぞれ一の許可単位であること。（以下、「部分規制」という。）
- (3) 1棟の建築物に、部分規制の類型化一般取扱所（危政令第19条第2項第4号（充填）、第5号（詰替）に規定する一般取扱所を除く。）を複数設置することができること。〔H1.7.4消防危64／H10.3.16消防危28〕
また、危政令第19条第2項の危険物施設に限らず、部分規制された貯蔵所及び取扱所も同一建築物内に設置することができる。
- (4) 類型化一般取扱所が、令第19条第1項の基準又は第2項の特例基準のいずれの基準により設置される場合でも、これらの基準について危政令第23条を適用することが否定されるものではないこと。
また、令第19条第2項各号に掲げられた取扱形態以外の形態を有する一般取扱所（同項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の形態を有する一般取扱所を含む。）についても、危政令第23条を適用することが否定されるものではないこと。〔H10.3.4消防危19〕
- (5) 原則として、一の許可単位に基準の異なる類型化一般取扱所が混在することはできないこと。
ただし、複数の取扱形態が組み合わされることにより危険性が増大するおそれがないものとして、別記第29「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」（H10.3.16消防危28）に該当する場合はこの限りでない。

第3 危政令第19条第2項に規定される一般取扱所の取扱形態ごとの個別事項

危政令第19条第2項に規定される一般取扱所は、同項及び危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項及び第3章第1節（製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準）の定めを準用するほか、次によること。

- 1 吹付塗装作業等を行う一般取扱所【危政令第19条第2項第1号、危規則第28条の54第1項第1号、第28条の55関係】
 - (1) 該当する作業形態は、次のようなものであること。（危険物により機械部品等の洗浄作業を行う一般取扱所を除く。）〔H1.7.4 消防危64〕
 - ア 焼付け塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業
 - イ 凸板印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
 - ウ 光沢加工、ゴム糊・接着剤等の塗布作業
 - (2) 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、危規則第28条の55第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを申請者において選択できるものであること。〔H10.3.4消防危19〕

- (3) 危政令第19条第2項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであること。〔H10.3.4消防危19〕
- (4) 危規則第28条の55第2項第1号に規定する「地階を有しない」とは、当該一般取扱所の許可範囲内に地階が存在しないものであること。
- (5) 危規則第28条の55第2項第2号に規定する「一般取扱所の用に供する部分」（以下、「区画室単位の一般取扱所」という。）は、同号の規定によるほか、次によること。
- ア 同一建物内に、複数の区画室単位の一般取扱所を設ける場合、隣接して設置することができ、耐火構造の壁、柱、床を共用することができる。〔H1.7.4消防危64(問30)〕
- イ 危険物を取り扱う工程と連続して危険物を取り扱わない工程がある場合は、その工程も含めて危政令第19条第2項の一般取扱所にするすることができる。〔H1.7.4消防危64〕
- ウ 外壁部分の周囲に屋外空地が保有されており、延焼のおそれのある建築物が存在しない場合であっても、当該外壁部分を不燃材料で造ることはできないこと。〔H1.7.4消防危64〕（図3-11-2参照）

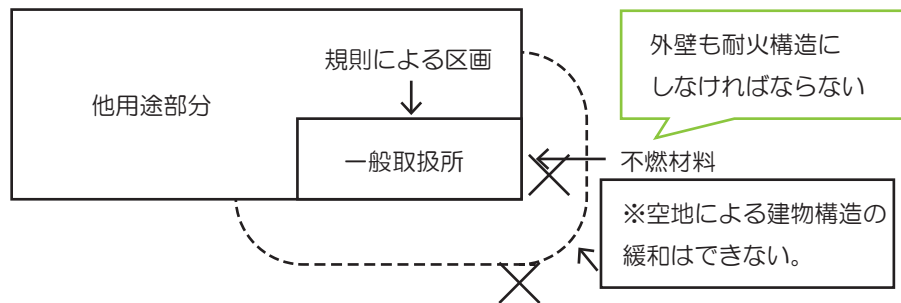


図3-11-2 外壁を不燃材料で造ることができない例

- エ 「耐火構造」は、別記第7「耐火構造」によること。
- オ 「70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」において、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル（ALCパネル）で厚さが7.5cm以上の壁は、同等以上の強度を有する構造に該当するものであること。〔平成12年建設省告示第1399号第1第1号ト〕〔H2.10.31消防危105〕
- カ 他の部分と区画された床又は壁に、防火上有効なダンパー等を設けた場合は、換気設備又は可燃性蒸気排出設備を設けて差し支えないこと。〔H2.3.31消防危28〕
- (6) 危規則第28条の55第2項第4号に規定する「延焼のおそれのある外壁」は、別記第6「延焼のおそれのある外壁」によること。
- (7) 危規則第28条の55第2項第5号に規定する「一般取扱所の用に供する部分の床」は、第3章第1節（製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準）8によること。
- (8) 危規則第28条の55第2項第6号に規定する「採光、照明」は、第3章第1節（製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準）9（(2)を除く。）によること。
- (9) 危規則第28条の55第2項第6号に規定する「換気設備」及び、危規則第28条の55第2項第7号に規定する「排出する設備」は、別記第9「換気設備、可燃性蒸気排出設備」によること。

2 洗浄作業等を行う一般取扱所【危政令第19条第2項第1の2号、危規則第28条の54第1項第1の2号、第28条の55の2関係】

(1) 洗浄作業には、危険物を吹き付けて行うもの、液体に浸すもの、液体と一緒にかくはんするもの等があり、洗浄されるものは、原則として非危険物の固体であること。

(2) 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の55の2第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危規則第28条の55の2第2項若しくは第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを申請者において選択できるものであること。〔H10.3.4消防危19〕

(3) 危政令第19条第2項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであること。〔H10.3.4消防危19〕

(4) 区画室単位の一一般取扱所

危規則第28条の55の2第2項に規定する区画室単位の一一般取扱所は、同項の規定によるほか、次によること。

ア 危規則第28条の55の2第2項第2号の「過熱を防止することができる装置」には、加熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させるもの、オイルクーラー（水冷、空冷等）や低温液体又は気体内にコイル配管を挿入し、温度を低下させる装置等があること。

イ 前記第3 1「吹付塗装作業等を行う一般取扱所」（(1)から(4)を除く。）を準用すること。

(5) 危規則第28条の55の2第3項第2号に規定する「危険物を取り扱う設備」（以下、「設備単位の一一般取扱所」という。）は、同号の規定によるほか、次によること。

ア 危政令第19条第2項各号の設備単位の一一般取扱所で、同一号の基準を適用する危険物取扱設備を複数設置する場合は、複数の危険物取扱設備を1の一一般取扱所として、その周囲に3m以上の空地を保有することで足りる。〔H1.7.4 消防危64〕（図3-11-3参照）

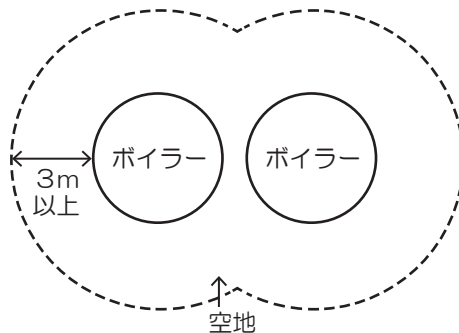


図3-11-3 危政令第19条2項4号（ボイラー等の消費）
の2つの危険物取扱設備を1の一一般取扱所とした例

イ 同一室内に設備単位の一一般取扱所を複数設置する場合は、危険物を取り扱う設備の周囲に保有する3mの空地が相互に重ならないこと。〔H1.3.1 消防危14〕

ウ 危政令第28条の55の2第3項第2号に規定する「危険物を取り扱う設備から3m未満となる建築物の壁及び柱」について、耐火構造としなければならない範囲は、当該設備から水平距離3m未満となる範囲に存する壁及び柱であること。〔H2.3.31 消防危28〕（図3-11-4参照）

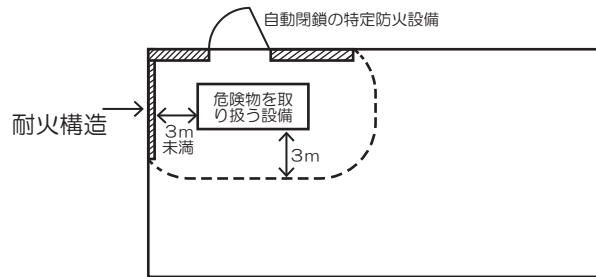


図3-11-4 耐火構造の範囲の例

(6) 危規則第28条の55の2第3項第3号に規定する「一般取扱所の用に供する部分の床」において、当該床の周囲に設ける排水溝は、配管ピットと兼用することができること。

なお、配管ピット内に配管を設置する場合は、漏えいした油に浸からない位置に設け、目視により容易に漏れの確認ができるものであること。

(7) その他、危規則第28条の55の2第3項の一般取扱所は、前記第3-1吹付塗装作業等を行う一般取扱所(7)、(8)、(9)を準用すること。

3 焼入れ作業等を行う一般取扱所【危政令第19条第2項第2号、危規則第28条の54第1項第2号、第28条の56関係】

(1) 焼入れ装置には、加熱装置（炉）及び焼入れ槽が一体となったもの、分離しているものがあるが、いずれも本基準を適用することができること。

(2) 放電加工機については、「放電加工機の取扱いについて」（S61.1.31消防危19）別添1に適合するよう指導すること。

なお、危険物保安技術協会が実施した、放電加工機型式試験確認済証試験確認の適合品は、当該基準に適合しているものとする。

(3) 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の56第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危規則第28条の56第2項若しくは第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを申請者において選択できるものであること。〔H10.3.4消防危19〕

(4) 危政令第19条第2項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであること。〔H10.3.4消防危19〕

(5) 区画室単位の一一般取扱所

危規則第28条の56第2項に規定する区画室単位の一一般取扱所は、同項の規定によるほか、前記第3-1「吹付塗装作業等を行う一般取扱所」（(1)から(4)を除く。）を準用すること。

(6) 設備単位の一一般取扱所

危規則第28条の56第3項に規定する設備単位の一一般取扱所は、同項の規定によるほか、前記第3-2「洗浄作業等を行う一般取扱所」（(5)、(6)、(7)）を準用すること。

4 ボイラー等の一般取扱所【危政令第19条第2項第3号、危規則第28条の54第1項第3号、第28条の57関係】

(1) 危規則第28条の54第1項第3号に規定する「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」には、ディーゼル発電設備が含まれるものであること。〔H1.7.4消防危64〕

なお、航空機や自動車等のエンジン性能試験等を行う装置は、これらには該当せず、危政令第19条第1項により規制するものであること。

(2) 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の57第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、規則第28条の57第2項、第3項若しくは第4項の特例基準又は令第19条第1項の基準のいずれかを申請者において選択できるものであること。〔H10.3.4消防危19〕

(3) 規則第28条の57第2項又は第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第4項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。〔H10.3.4消防危19〕

(4) 危険物を消費する設備の排気筒（以下「排気筒」という。）は、次によること。〔H29.10.30消防危216〕

ア 排気筒は、危規則第28条の57第2項第1号及び第3項第3号で引用される危規則第28条の55第2項第8号の規定並びに危規則第28条の57第4項第10号の規定する「換気の設備」には該当しないものであり、防火上有効なダンパー等の設置を要しないものであること。

イ 危規則第28条の57第2項第1号で引用される危規則第28条の56第2項第1号に規定する「70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」に設置される排気筒が、次に掲げる防火上有効な措置が講じられている場合には、危政令第23条を適用し、排気筒が当該区画を貫通することを認めて差し支えないこと。

(ア) 排気筒が耐火構造の煙道内に設置されている

(イ) 排気筒の区画外の部分の周囲を厚さ10cm以上のJIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に定めるロックウール保温筒又はこれと同等以上の性能をもつ金属以外の不燃材料で被覆する●（図3-11-5参照）

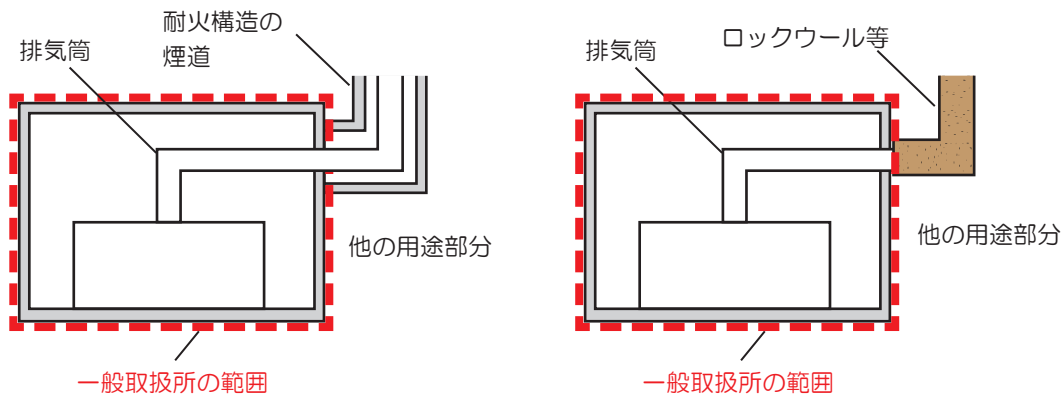


図3-11-5 一般取扱所における排気筒の取扱い

- (5) 危規則第28条の57第2項第2号に規定する「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。

ア 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。

イ 停電時安全装置

作動中に電源が遮断された場合は、危険物の供給を自動的に遮断する装置で再通電された場合でも危険が生じない構造であること。

ウ 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。

エ 空だき防止装置

ボイラーに水を入れないうで運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置であること。

オ 過熱防止措置

温度調整装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置）の機能の停止、又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。

- (6) 区画室単位の一一般取扱所

危規則第28条の57第2項に規定する区画室単位の一一般取扱所は、同項の規定によるほか、前記第3 1「吹付塗装作業等を行う一般取扱所」((1)から(4)を除く。)を準用すること。

- (7) 設備単位の一一般取扱所

危規則第28条の57第3項に規定する設備単位の一一般取扱所は、同項の規定によるほか、前記第3 2「洗浄作業等を行う一般取扱所」(5)、(6)、(7)を準用すること。

- (8) 危規則第28条の57第4項に規定する屋上に設置するボイラー等の一般取扱所は、同号の規定によるほか、次によること。

ア 同一の屋上に、基準に適合する複数の一般取扱所を設けることができること。なお、この場合、周囲に保有する3mの空地が相互に重ならないこと。（図3-11-6、3-11-7参照）

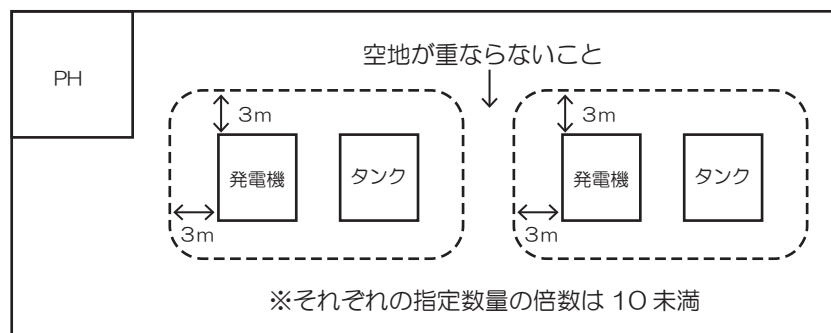


図3-11-6 屋上に2許可施設の発電機を設置した場合の例

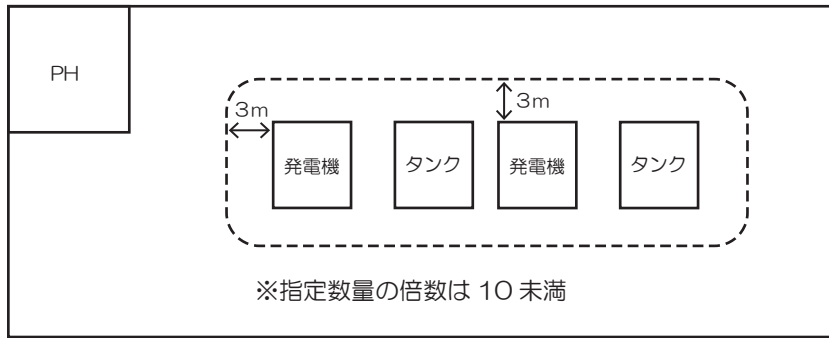


図3-11-7 まとめて1許可施設の発電機として設置した場合の例

- イ 危規則第28条の57第4項第3号に規定する「高さ0.15m以上の囲い」は、油が外部に漏れない構造のキュービクル式設備の鋼板製の外箱を代替とすることができる。
- ウ 危規則第28条の57第4項第4号に規定する「採光、照明」は、キュービクル式の危険物を取り扱う設備の扉を開放することにより、十分な採光が得られ、当該設備の点検等において支障がない場合は設けないことができる。
- エ 危規則第28条の57第4項第6号に規定する危険物を取り扱うタンクの周囲の囲いは、危規則第13条の3第2項第1号の容量を満足する場合は、油が外部に漏れない構造のタンク周囲の鋼板製の外箱を代替とすることができる。
- ただし、当該鋼板製の外箱は、次によること。●
- (ア) タンクの点検等のための照明設備を設置すること。
- (イ) 換気設備（換気口）には、防火上有効にダンパー等を設けること。
- オ 危規則第28条の57第4項第7号に規定する「幅3m以上の空地」（以下、「保有空地」という。）は、架台等により保有空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地として認めて差し支えないこと。〔H29.10.30 消防危216〕
- カ 保有空地は、原則として建築物の屋上面で確保すること。ただし、次の全ての要件を満たす耐火構造の壁を設置した場合は、当該壁までの距離とすることができること。
- (ア) 屋上の端部に設備が配置されること等により、やむを得ず空地が確保できない場合であり、耐火構造の壁の範囲は、必要最小限の範囲であること。
- (イ) 耐火構造の壁までの距離は、点検等の維持管理上のスペースが確保されていること。
- (ウ) 耐火構造の壁の高さは、設備（排気筒その他のダクト等を除く）及びタンク以上の高さであること。
- (エ) 壁に耐震用のブレース及び梁を設ける場合は、ブレース及び梁が、耐火構造の壁を構成する一部となる場合は、耐火構造とする必要があるが、ブレース及び梁が耐震のために補助的に設置される場合は不燃材として差し支えないこと。
- キ 危規則第28条の57第4項第8号に規定する「傾斜及び貯留設備」及び「油分離装置」は、前記イ及びエの鋼板製の外箱により、油が外部に漏れない構造であって、通常風雨等によって外箱内に雨水等の侵入のおそれがない場合は、設けないことができる。
- ク 危規則第28条の57第4項第10号に規定する換気設備（排気筒を除く。）には、原則として防火上有効にダンパー等を設けること。ただし、次の要件を満たす場合はこの限りでない。
- (ア) 当該キュービクル式の発電設備等が、自家発電設備の基準〔S48.2.10 消防庁告示1〕を満たす認定キュービクル等又は条例に規定する消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等の基準を満たしており、換気口には、金網、金属製がらりを設

ける等の防火措置が講じられていること。

- (イ) 保有空地が確保され、火災の影響を受けるおそれ及び延焼のおそれが低いこと。
 - (ウ) 発電機と外箱がそれぞれ別の換気設備（換気口）を有する場合、外箱の換気口には防火ダンパーを設置すること。
- ケ 配管には、地震や建築物構造等に応じて損傷しないよう、フレキシブル接手等を使用すること。●

5 充てんの一般取扱所【危政令第19条第2項第4号、危規則第28条の54第1項第4号、第28条の58関係】

- (1) 保安距離及び保有空地の起算点は、充てんのための空地の周囲に設けられている排水溝、ためます又は油分離装置等の外側を起点とすること。
- (2) 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下、「充てん設備」という。）と、危険物を容器に詰め替えるための設備（以下「詰替え設備」という。）を兼用する場合には、危険物を取り扱う空地を兼用することができる。ただし、当該空地は、タンクを固定した車両がはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さを有するものであること。
- (3) 第28条の58第7号に規定する滞留及び流出を防止する措置は、充てん設備の周囲に設ける空地及び詰替設備の周囲に設ける空地に設ける措置を兼用することができること。
- (4) 詰替設備として固定注油設備を設ける場合は、危規則第25条の2（第2号ハからヘまで及び第4号を除く。）に規定する固定給油設備等の構造基準の例によること。●
- (5) 第4類の危険物を車両等に固定されたタンクへ直接注入するローディングアーム等の設備には、静電気を有効に除去する装置を設けること。●
- (6) 前(5)のローディングアームの材質には、アルミニウム、真ちゅう等の火花を発生するおそれのない金属等を用いること。●
- (7) 第4類の危険物を取り扱う場合は、車両等に固定されたタンクに蓄積される静電気を除去するため接地電極等を設けること。●

6 詰替えの一般取扱所【危政令第19条第2項第5号、危規則第28条の54第1項第5号、第28条の59関係】

- (1) 危規則第28条の59第2項第2号に規定する「空地（注油空地）」は、第3章第9節（給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準）第1 3「給油空地及び注油空地の舗装」によること。
- (2) 危規則第28条の59第2項第3号により準用する、危規則第24条の17の「滞留及び流出を防止する措置」は、第3章第9節（給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準）第1 4「滞留及び流出を防止する措置」の例によること。
- (3) 危規則第28条の59第2項第8号に規定する「敷地境界線」は、一般取扱所として許可を受けるこ

ととなる敷地の境界であり、設置者が所有等をする隣地境界線とは異なるものであること。

(4) 危規則第28条の59第2項第10号に規定する一般取扱所の周囲の塀又は壁は、固定注油設備及び注油空地等の周囲に設けるものであり、専用タンクの注入口、油分離槽及び消火設備等は、当該塀又は壁の外側に設けて差し支えない。

(5) 平成2年5月22日以前に設置完成している小口詰替専用の一般取扱所は、改めて詰替えの一般取扱所として許可を受ける必要はなく、危政令第19条第1項の一般取扱所（特例適用施設）として規制される〔H1.7.4 消防危64〕

ただし、小口詰替専用の一般取扱所において、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定給油設備の増設等の工事を行い、施設を変更する場合には、原則として危政令第19条第2項第5号の一般取扱所に変更すること。

7 蓄電池等を製造する作業を行う一般取扱所【危政令第19条第2項第5の2号、危規則第28条の54第1項第5の2号、第28条の59の2関係】

別記第32「リチウムイオン蓄電池関係」によること。

8 油圧装置等の一般取扱所【危政令第19条第2項第6号、危規則第28条の54第1項第6号、第28条の60関係】

(1) 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が50未満のものについては、危規則第28条の60第2項若しくは第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の60第2項、第3項若しくは第4項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを申請者において選択できるものであること。〔H10.3.4消防危19〕

(2) 油圧装置等に内蔵されているもの以外で、指定数量の5分の1以上の地下タンクを除く別置タンクは20号タンクに該当する。〔S58.3.9消防危21〕

9 切削装置等の一般取扱所【危政令第19条第2項第7号、危規則第28条の54第1項第7号、第28条の60の2関係】

(1) 切削装置等には、旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤などの工作機械があり、切削・研削油等の危険物を用いるものであること。

(2) 切削・研削油等は、工作機械で被工作物（金属製の棒や板等）の切削や研削加工において、工具と被工作物、工具と切り屑との摩擦の低減（潤滑用）、冷却等を行う場合に用いるものであること。

(3) 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の60の2第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危規則第28条の60の2第2項若しくは第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを申請者において選択できるものであること。〔H10.3.4消防危19〕

(4) 危政令第19条第2項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであること。〔H10.3.4消防危19〕

1 0 熱媒体油循環装置の一般取扱所【危政令第19条第2項第8号、危規則第28条の54第1項第8号、第28条の60の3関係】

(1) 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、危規則第28条の60の3の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを申請者において選択できるものであること。〔H10.3.4消防危19〕

(2) 危政令第19条第2項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであること。〔H10.3.4消防危19〕

1 1 蓄電池設備の一般取扱所【危政令第19条第2項第9号、危規則第28条の54第1項第9号、第28条の60の4関係】

(1) 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の60の4第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、規則第28条の60の4第3項若しくは第4項の特例基準又は令第19条第1項の基準のいずれかを申請者において選択できるものであること。〔H10.3.4消防危19〕

(2) 規則第28条の60の4第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第4項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。〔H10.3.4消防危19〕

